

利用料金・別表（指定共同生活援助利用契約書第6条第3項）

ハイム木もれ陽

科目	金額		支払い方法
家賃	月額	34,000円	当月の8日までにお支払いください
日用品費	月額	3,500円	実費払いです ただし当月の8日までに左記料金を仮払いしていただき、6ヶ月毎に精算します
光熱水費	月額	7,000円	同上 自室電気料金は全額自己負担となります
食材費	月額	14,000～ 15,500円	実費払いです 当月の8日までに当月分を1日あたり500円で計算した額を仮払いしていただき、月末に清算します 夕食のキャンセルの受付は2日前までとなり、2日前までにキャンセルした場合はその分を月末清算時に返金します 1日前または当日のキャンセルについては返金いたしません
修理費等預り金 (積立上限額は、 300,000円 とします)	保証金 【任意】	入居時 60,000円	入居契約時にお支払いください 家賃等の滞納、及び、退去時のハウスクリーニング等に充当します
	修繕費 【任意】	月額 3,000円	当月8日までにお支払いください 家賃等の滞納、及び、退去時のハウスクリーニング、利用者の過失により陽だまりの会が管理する不動産、動産を破損した場合の修繕費、利用者が鍵を紛失した場合の費用等に充当します
レクリエーション費 (積立上限額は、 50,000円と します)	【任意】	月額 500円	当月8日までにお支払いください

利用料金・別表（指定共同生活援助利用契約書第6条第3項）

ハイム木もれ陽S1

科目	金額		支払い方法
家賃	月額	53,000円	当月の8日までにお支払いください
日用品費	月額	実費	ハイム木もれ陽の共有部を利用した場合は、利用日数に応じて別途請求致します
光熱水費	月額	実費	同上 自室電気料金は全額自己負担となります
食材費	月額	実費	ハイム木もれ陽にて夕食を食べる場合は、1回500円を徴収致します
修理費等預り金 (積立上限額は、 300,000円 とします)	保証金 【任意】	入居時 60,000円	入居契約時にお支払いください 家賃等の滞納、及び、退去時のハウスクリーニング等に充当します
	修繕費 【任意】	月額 3,000円	当月8日までにお支払いください 家賃等の滞納、及び、退去時のハウスクリーニング、利用者の過失により陽だまりの会が管理する不動産、動産を破損した場合の修繕費、利用者が鍵を紛失した場合の費用等に充当します
レクリエーション費 (積立上限額は、 50,000円と します)	【任意】	月額 500円	当月8日までにお支払いください

利用料金・別表（指定共同生活援助利用契約書第6条第3項）

ハイム木もれ陽S2

科目	金額		支払い方法
家賃	月額	46,000円	当月の8日までにお支払いください
日用品費	月額	実費	ハイム木もれ陽の共有部を利用した場合は、利用日数に応じて別途請求致します
光熱水費	月額	実費	同上 自室電気料金は全額自己負担となります
食材費	月額	実費	ハイム木もれ陽にて夕食を食べる場合は、1回500円を徴収致します
修理費等預り金 （積立上限額は、 300,000円 とします）	保証金 【任意】	入居時 60,000円	入居契約時にお支払いください 家賃等の滞納、及び、退去時のハウスクリーニング等に充当します
	修繕費 【任意】	月額 3,000円	当月8日までにお支払いください 家賃等の滞納、及び、退去時のハウスクリーニング、利用者の過失により陽だまりの会が管理する不動産、動産を破損した場合の修繕費、利用者が鍵を紛失した場合の費用等に充当します
レクリエーション費 （積立上限額は、 50,000円と します）	【任意】	月額 500円	当月8日までにお支払いください

利用料金・別表（指定共同生活援助利用契約書第6条第3項）

ハイム陽気

科目	金額		支払い方法
家賃	月額	36,500円	当月の8日までにお支払いください
日用品費	月額	2,500円	実費払いです ただし当月の8日までに左記料金を仮払いしていただき、6ヶ月毎に精算します
光熱水費	月額	8,000円	同上 自室電気料金は全額自己負担となります
食材費	月額	14,000～ 15,500円	実費払いです 当月の8日までに当月分を1日あたり500円で計算した額を仮払いしていただき、月末に清算します 夕食のキャンセルの受付は2日前までとなり、2日前までにキャンセルした場合はその分を月末清算時に返金します 1日前または当日のキャンセルについては返金いたしません
修理費等預り金 (積立上限額は、 300,000円 とします)	保証金 【任意】	入居時 60,000円	入居契約時にお支払いください 家賃等の滞納、及び、退去時のハウスクリーニング等に充当します
	修繕費 【任意】	月額 3,000円	当月8日までにお支払いください 家賃等の滞納、及び、退去時のハウスクリーニング、利用者の過失により陽だまりの会が管理する不動産、動産を破損した場合の修繕費、利用者が鍵を紛失した場合の費用等に充当します
レクリエーション費 (積立上限額は、 50,000円と します)	【任意】	月額 500円	当月8日までにお支払いください

利用料金・別表（指定共同生活援助利用契約書第6条第4項）

科 目	金 額
日常生活費用	実費
緊急時費用	実費
その他費用	実費